

# やまがた 労福協 NEWS No.28

発行所／一般社団法人 山形県労働者福祉協議会 〒990-0044 山形市木の実町12-37

TEL 023-641-6503 FAX 023-641-6830 URL <http://yamagata.rofuku.net/> 2017.6.15

## 山形県労福協 第52回定期総会を開催



(挨拶をする岡田理事長)

5月29日（月）、大手門パルズにて「第52回定期総会」を開催し、正会員・賛助会員、傍聴として各地区労福協代表者らが参加しました。

岡田理事長は挨拶にて、県労福協が取り組む活動を幾つかあげ、相談事業『生活あんしんネットやまがた事業』については「昨年度451件もの相談が寄せられました。これは社会の貧困・格差問題の現れとして考えて引き続き取り組んでいきたい」と述べました。また、今年第70回記念大会となる勤労者体育祭県大会については「今年70回の節目を迎えるにあたり、あり方検討委員会を設置して議論を重ね準備を進めています。各地区大会及び県大会の成功に向け皆様方からのご協力をお願いします」と呼びかけました。

さらに、全国的な大きな取り組みである奨学金問題については「日本学生支援機構法が改正され、今年の4月1日から給付型奨学金制度がスタートしました。皆様方のご協力に感謝を申し上げます」と述べました。しかし、「対象人数や給付金額は現実からすれば極めて不十分な制度内容である」と課題をあげ、「これをスタートと位置付けて、現実に即した内容の実現に向けて引き続き取り組んでいきたい」と訴えました。結びに「県労福協は昨年結成40周年を迎えました。これを契機に引き続き労福協運動の柱である共助と連帯に基づいて頑張っていきたい」と挨拶しました。

総会議長には全労済山形県本部の鈴木雄二氏を選出。鈴木議長のスムーズな議事進行により、第1号議案「2016年度事業報告」、第2号議案「2016年度会計決算報告、監査報告の承認」など3議案が全て可決承認されました。

また、第3号議案「理事の補充選任」により、本総会をもって梅津庸成理事が退任し、新たに山形県経済社会研究所の遠藤吉久専務理事が理事に就任しました。梅津氏は2014年5月からの3年間、理事としてご尽力いただきました。ありがとうございました。

総会終了後には、「下流老人」の著者、藤田孝典氏を講師に迎えた講演会を開催しました。詳しくは次のページをご覧ください。



(総会会場の様子)

全世代に広がる貧困・格差

## 「下流老人」著者、藤田孝典氏による講演会を開催

定時総会終了後に講演会を開催し、労福事業団体や各地区労福協、連合構成組織、高齢・退職者連合などの代表者ら約70名が参加しました。講師には2015年新語・流行語大賞にもノミネートされた「下流老人」の著者で、特定非営利活動法人ほっとプラス代表理事を務める藤田孝典氏をお迎えし、「全世代に広がる貧困～下流老人と若者世代～」と題してご講演いただきました。

藤田氏は首都圏にて生活困窮者支援を行うソーシャルワーカーであり、反貧困問題、奨学金問題、ブラック企業対策など幅広く活動されています。

講演の中で藤田氏は、相談活動や支援活動から見えた貧困・格差の現状を紹介しながら「貧困は特殊な誰かの特別な事例ではなく、一般の労働者が生活に困窮する事態が始まっている」とし、対策の必要性を呼びかけました。



(講演会会場の様子)



(講師の藤田孝典氏)

また、お金を払わないと医療や介護、教育などのサービスが受けられない現状について「商品化」と表現した上で、「“脱商品化”政策を求めていきたい。これらのサービスが無償に近い形で得られるのであれば、人々の生活がどれだけ楽になるかを訴えていきたい」とし、「それを労福協や労働組合の皆様と一緒に考えていきたい。ベースアップと一緒に社会保障の拡充を求める運動を一緒にしていただきたい」と訴えました。

**変えよう! 奨学金**

## 給付型奨学金制度が創設! 「1歩前進」と評価の一方、課題も多く

3月31日の参議院本会議にて「日本学生支援機構法改正案」が全会一致で可決・成立し、4月1日に施行されました。これにより、給付型奨学金制度が2017年度から先行実施、2018年度から本格実施されます。給付型奨学金制度の創設が実現したことは、労福協が多くの中団体や市民と共に取り組んできた国民運動の成果であり、大きな前進であると評価できます。

しかし、その対象人数や給付額とともに極めて限定期であるなど課題も多く、可決に際しては衆参両院で付帯決議が採択されました。付帯決議では「高等教育機関へ進学を希望する者に対し、教育を受ける機会が均等に確保されるよう、給付対象の拡大及び給付額の増額に向けた検討に努めること。なお、大学院生に給付を行うことについても検討に努めること。」や「教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、貸与型奨学金制度は無利子であるべきことを踏まえ、有利子奨学金が事業費・貸与人数ともに無利子奨学金を上回っている現状を速やかに改善し、有利子から無利子への流れを更に加速すること。」など労福協が求めてきた項目が盛り込まれました。

### 一 「給付型奨学金制度の創設等を求めるアピール」 山形県内で152の賛同集まる一

中央労福協は2月28日、衆議院第一議員会館にて「奨学金制度の拡充を求める2.28院内集会」を開催しました。集会の中では、昨年9月から運動を展開してきた「給付型奨学金制度の創設等を求めるアピール」の賛同者が全国合計で4,939団体、個人7,020名となったことが報告されました。山形県内でも97団体、個人55名の賛同をいただきました。ご協力ありがとうございました。

## 「確定申告セミナー」開催

東北ろうきん友の会、東北労働金庫ローンセンター、山形県労福協の3団体主催にて「確定申告セミナー」を開催しました。これまで地区持ち回りの年1回の開催でしたが、今回は2/3に山形地区、2/6に庄内地区、2/10に置賜地区の3会場で開催し、確定申告（住宅借入金等特別控除）を目前に控えた合計131名に参加いただきました。

東北税理士会所属の地元の税理士さんを講師に迎え、住宅借入金等特別控除の概要や適用要件、控除額の計算方法などを説明いただきました。セミナー終了後には個別相談も行い、順番待ちの長蛇の列ができるほどの大盛況となりました。



(2/3 山形地区会場の様子)

## ヒバクシャ国際署名

### 街頭宣伝活動に参加

県労福協は、山形県生協連の要請に応じ、被爆者9人（主幹：日本原水爆被害者団体協議会＝日本被団協）が呼びかけている「被爆者が訴える核兵器廃絶にむけた国際署名」（通称：ヒバクシャ国際署名）について、被爆者が直接国際社会に核兵器廃絶を訴えるという趣旨に賛同し、署名運動に取り組むこととしています。

その運動の一環として、広く県民にヒバクシャ国際署名への賛同と核兵器廃絶のアピールを行うため、5月15日に山形駅東口にて実施した街頭宣伝活動へ参加しました。お昼時間の約30分間呼びかけで43筆の署名が集約されました。この日は高校総体の代休日で、高校生数名が署名する姿も見受けられました。

「核兵器」というワードに若者も関心を持っていることを再認識しました。



### 出前講座

## 「労働関係制度の説明会」

2016年度 県内16校で17回で実施



山形県労福協では、卒業を控えた高校3年生や専門学生を対象に、働く前にこれだけは知っておきたい労働法を説明する出前講座「労働関係制度の説明会」を実施しています。

5年目の昨年2016年度は、県内16校で17回の実施でした。毎年実施している高校も数校あり、本事業も少しづつ定着してきたと感じています。

学校教諭からは「少し難しい内容も、学生目線で分かりやすかった」「生徒も働き始める自分を想像しながら講話を伺ったと思う」などの感想をいただいています。

また、講座未実施校などにも小冊子「労働ハンドブック」合計11,463部を配布しています。

♥ 出会いの機会を支援 ♥

## やまがた出会いサポートセンター システム改修でマッチング率向上 ↑

山形県と県内全市町村、県労福協など県内各種関係団体が共同し、全県一体となって結婚支援の充実・強化を行うことを目的に設立した「やまがた出会いサポートセンター」（会長：吉村美栄子知事）の総会が、5月22日に山形県庁にて開催されました。第1号議案「役員の改選」では、県労福協の岡田理事長が監事に再任されました。

当センターでは「1対1の出会い支援サービス」を柱に事業を実施しています。昨年12月にシステム改修による機能強化を行い、マッチング率や利便性が向上しています。「本気で結婚を考えている方」「なかなか出会いの機会がない方」など、事業内容や利用方法など詳しくは当センターのホームページ（<http://www.dsc-yamagata.jp/>）をご覧ください。



やまがた 出会い

検索

## 「生活あんしんネットやまがた」・「山形県求職者総合支援センター」相談件数

「生活あんしんネットやまがた」の昨年度の相談件数は451件、県の委託を受け運営している「山形県求職者総合支援センター」は577件でした。どちらの相談件数も前年より減少はしましたが、深刻な問題や悩みが日々寄せられています。

### 生活なんでも相談

法律・労働・借金・家庭など

サンキュー ロー フク

**0120-39-6029**

生活あんしんネットやまがた

### 求職者の住まい・生活資金・就労に関する相談

**0800-800-7867**

県内8ヶ所で出張相談会を実施中!  
会場・日時等はお問い合わせください。

山形県求職者総合支援センター

# 生活なんでも相談 Q&A

No.22



Q.

2年前に夫は亡くなりました。夫には不動産や預金など遺産相続する物は一切無く、借金も無かったので、相続手続きは行っていません。

先日、知らない男性が突然家に来て「今から3年前にご主人に30万円を貸している。返せない場合は家族が返すことになっている」と言われました。借用書を確認すると、確かに夫の字で、署名押印のほか「私が返せない場合には、私の家族が返済します」と記載していました。

しかし、夫からそのような話は聞いた事がなく、男性には一旦帰ってもらいました。私の生活もギリギリで、返せる余裕はありません。

夫が約束していた「私が返せない場合は、私の家族が返す」との文言は有効なのでしょうか?

A.

「私が返すことが出来ない場合は家族が返す」との文言について、家族が承諾していない場合は原則として無効です。

〈回答：設楽作巳弁護士〉

夫が死亡した時に相続手続きを行っていないという事は、プラスの遺産もマイナスの遺産も無いので、相続放棄の手続きをしないで、そのままにしておいたものと理解します。そうすると、あなたは民法921条2号の規定で相続を単純承認したことになりますが、その2年後に30万円の借用証書を見て、初めて夫に借金があったことを知ったということですので、その時から3か月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述の申立ができます（最高裁昭和59.4.27、判決同旨）。申述が受理されると、あなたは初めから相続人でなかったことになり、夫の借金を返済する義務が無かつたことになります。

「自分が返せない場合は家族が返す」との文言は、家族が承諾していない限り法的効力の無いことは当然のことです。

Q.

昨年、実家で1人暮らしをしていた母が突然亡くなりました。遺産相続については、実家の土地建物は私が相続しました。

実家には現在、野良猫4～5匹が棲みついているような状況です。実家の隣人に話を聞くと、母とその隣人との2人で、数年前から野良猫に餌やりをしていて、母の死後は隣人が餌やりを続けているが、隣人宅ではなく実家に棲みついたとのことでした。

私としては、実家を処分したいのですが、その話を隣人にしたところ「猫の住処を奪うのか!動物虐待だ!動物愛護法違反だ!」と凄い剣幕で怒鳴られてしまいました。隣人の言うように、これは動物虐待にあたるのでしょうか?

A.

あなたが野良猫を殺したり、追い出したりなどの行為をしない限り、動物虐待にあたらないと考えます。

動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）の第44条で「イ、 愛護動物をみだりに殺し、又は傷付けること」「ロ、みだりに給餌又は給水をやめることによって衰弱させる等」の行為を虐待行為として処罰することにしています。

本問のような事情のもとで、あなたが野良猫を処分する方法としては、まずは実家のある市町村に野良猫の引取りを請求することです（動物愛護法第35条2項）。そうすると、市町村の担当職員が野良猫を引取り、他に譲渡したり、殺処分したりすることになります（同法38条、40条）。

あなたが上記の手続きを怠って、勝手に実家に棲みついた猫を殺したり、追い出したりした場合は、愛護動物の虐待として、罰金などの刑事罰を受ける事になりかねないので十分注意して下さい。



# 第70回記念 勤労者体育祭 山形県大会



総合開会式　日時 9月24日(日) 8:15開会  
会場 山形県総合運動公園 アリーナ

競技種目	大会日程	競技会場
軟式野球	9月24日(日)、10月9日(月・祝) ※予備日 10月14日(土)	山形県総合運動公園 野球場
ソフトボール	9月24日(日) ※予備日 10月9日(月・祝)	山形県総合運動公園 運動広場
硬式卓球	9月24日(日)	山形県総合運動公園 サブアリーナ
ソフトバレー ボール	9月24日(日)	山形県総合運動公園 アリーナ
ボウリング	9月24日(日)	山形ファミリー ボウル

主催：一般社団法人山形県労働者福祉協議会 協賛：山形県 後援：山形県教育委員会、公益財団法人山形県体育協会

## 夏の宴

金額：5,000円

( 料理、飲物、税サ込々 )

### 和洋コース

- ・蛸のカルバッチョ
- ・河豚皮ポン酢仕立て
- ・冬瓜海老あんかけ
- ・帆立貝と小海老の  
ガーリックバター焼き
- ・牛肉夏野菜巻き
- ・塩豚肉のソテー
- ・鰻のひつまぶし茶漬

### 西洋コース

- ・キッシュロレーヌとプロシュート
- ・蛸のカルバッチョ
- ・フライドチキンとポテト
- ・帆立貝と小海老の  
ガーリックバター焼き
- ・塩豚肉のソテー
- ・本日のスパゲッティ
- ・レアチーズムース

### 飲物(乾杯より120分飲み放題)

- ・プランA：生ビール、焼酎(爽)、烏龍茶
- ・プランB：赤ワイン又は白ワイン、瓶ビール、日本酒、烏龍茶
- ・プランC：ノンアルコールビール、瓶ビール、日本酒、烏龍茶

### 期間

6月1日(木)～8月31日(木)

大手門パルズ

tel 023-624-8600 fax 023-631-3143

<https://otemonpals.jp/>

この安心を、家族の成長とともに。

ZENROSAI NEWS  
0617S001

医療タイプ 医療安心タイプ 終身医療5000 総合タイプ 総合2倍タイプ  
 大型タイプ がん保障プラス 生きる安心タイプ 傷害安心タイプ シニア総合タイプ  
 シニア医療タイプ シニア傷害安心タイプ キッズタイプ キッズワイドタイプ 長生きあんしんプラン

## こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・高年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

保障のことなら  
**全労済**  
全国労働者共済生活協同組合連合会



全労済山形県本部 〒990-0827 山形市城南町1-18-22

(山形県勤労者共済生活協同組合) TEL 023-646-4666(代)  
中央支所 2017年6月3日(土)より土曜日営業スタート



おかげさまで全労済は  
60周年を迎えました

### 営業時間

平日 9:00~17:00  
(土・日・祝・年末年始を除く)

\*土曜日 9:00~15:00

### 中央支所

〒990-0827 山形市城南町1-18-22  
TEL.023-646-4666

### 酒田支所

〒998-0851 酒田市東大町2-6-8  
TEL.0234-23-3160

### 米沢支所

〒992-0012 米沢市金池3-2-7  
TEL.0238-22-6065

### 新庄支所

〒996-0084 新庄市大手町5-6  
TEL.0233-23-5995

### 鶴岡支所

〒997-0033 鶴岡市泉町8-73  
TEL.0235-23-6100

### 長井支所

〒993-0006 長井市あら町5-36  
TEL.0238-83-6035

## 奨学金の負担は大きくないですか？

## 奨学金借換え融資制度

現在、「奨学金」利用者の返済が困難になっていることが大きな社会問題となっている中で、低金利でご利用いただける「奨学金借換え融資制度」をご準備いたしました。

低金利に  
まとめて  
借換え

### 固定金利型

年 **1.20%**  
最長 **10 年**

### 変動金利型

年 **1.70%**  
最長 **20 年**



\*ご融資金額 最高2,000万円 \*保証料不要。(保証料は当金庫が負担いたします。)

\*店頭に説明書をご用意しています。詳しくはお近くのろうきん窓口またはフリーダイヤルまでどうぞ。

2017年6月1日現在



東北労働金庫山形県本部

0120-1919-62  
<http://www.tohoku-rokin.or.jp>